



LINDAからのIPニュース

第186号
2025年7月

■ 目次

- ◆ 知財ニュース 
- ◆ 弊所の最新動向 
- ◆ 除くクレームに関する中日運用の対比について 
- ◆ 拒絶査定案件からみる中国を指定した国際商標の商品・役務における注意点 

知財ニュース

● 特許

特許ライセンス取得からわずか2ヶ月、元予知社がバイウイン社にeMMC標準必須特許侵害 されたとして提訴し、121万余元の賠償金を請求

6月24日、深セン佰維存儲科技股份有限公司（以下、「バイウイス社」という）は、深セン市江波龍電子の完全子会社である元予知技術（深セン）有限公司（以下、「元予知社」という）からeMMC標準必須特許侵害で訴えられた公告を発表した。元予知社は南京中等裁判所で2件の訴訟を提起し、バイウイス社及び江蘇金震スマホ連鎖商貿有限公司に対し、権利侵害行為の停止、在庫品の廃棄処分を求めるとともに、合計121万6,850元の賠償金を請求していた。本件係争特許は2件の発明特許で、保護期間がいずれも2026年11月27日に満了する。2件の特許は元々ノキアが出願したもので、複数回の譲渡を経て、最終的にMTM社から元予知社にライセンスされた。元予知社はFRAND義務を履行したと主張し、バイウイン社側が交渉で過失があったと指摘しているが、バイウイン社が元予知社の主張を否定し、これからは抗弁を行うとともに関連特許の無効化を請求する方針を示している。（2025年7月2日 IT之家）

● 商標

広州酒家に係る商標権侵害事件の二審では、200万元の賠償金を支払う判決が維持

A社は「中華老字号」ブランドとして、「広州酒家」ブランドの月餅で高い知名度を有している。2020年、A社はB社が「広洲人家」の標識を使用して月餅を販売していることを発見し、自社ブランドに便乗する悪意があると判断して訴訟を提起した。一審裁判所は、B社の行為が権利侵害行為に該当すると認定し、200万元の賠償金の支払いを命じた。その後、双方が上訴したものの、広州知的財産権裁判所は、B社が自社の登録商標を不適切に使用し、A社の商標権を侵害していると認定した。また、B社の侵害故意が明らかで、情状も深刻であると判断し、最終的に上訴を棄却し原判決を維持した。本件は老舗ブランドを有効に保護していると同時に、類似の商標権侵害事件にとって先例としての価値があると評価されている。（2025年6月23日 広州知的財産権裁判所）

● 不正競争

「家樂」に係る中国初の包装装飾に関する権利侵害事件で500万元の懲罰的賠償が全額支持

2025年6月9日、ユニリーバ傘下のブランド「家樂」は、中国初の包装装飾に関する権利侵害訴訟を泰州市中等裁判所に提起し、複数の企業による同社の商標、包装カラー、ボトルデザインを含む「全方位的な模倣」をし、消費者の混同を招いたと主張した。裁判所は被告の行為が商標権侵害及び不正競争行為に該当し、侵害悪意が明らかで、情状が深刻であると認定したため、原告による500万元の懲罰的賠償請求を全額支持する判決を言い渡したほか、権利侵害品及び関連材料の廃棄処分、影響を取り除くための公式声明も命じた。本件の審理は厳格かつ効率的に進められ、人大代表、企業の代表及び知財部門から高く評価された。本件は業界に警鐘を鳴らすとともに、司法が知的財産権保護に強い姿勢を見せ、グリーンヘルス食品業界の質の高い発展を促進するものとされている。(2025年6月12日 知産フロンティア)

● データ

中国のスマートグラス特許は7,000件超、関連市場が爆発的成長へ

2025年までに、中国におけるスマートグラス関連特許は7,000件を超え、うち有効な特許件数が4,000件余りで、発明特許が2,000件以上に達している。主な出願人には星紀魅族(Xingji Meizu)、三奕電子(Sanyi Electronics)などがある。ここ10年間で関連特許の出願件数は持続的に増加し、2021年に初めて年間1,000件を超えた。IDCの予測によると、2025年の中国におけるスマートグラス出荷台数は前年比107%増の275万台に達し、世界市場シェアの21%に達する見込みである。Micro-OLEDや光導波路といった技術の突破につれ、製品の軽量化・量産化が進み、販売価格も右肩下がりが続いている。現在、ARグラスの価格はすでに2,000～3,000元まで低下し、市場の熱気が高まっている。(2025年6月12日 鳳凰網)

● 政策

不正競争防止法が改正され、ネットプラットフォーム規制を強化

2025年6月27日、中国の全国人民代表大会常務委員会は新たに改正された「不正競争防止法」を可決し、同法は10月15日から施行されることとなった。これは、1993年の施行以来3回目の改正で、デジタル経済時代における新たな課題を重点に対応している。改正法では、プラットフォームが事業者に対し、原価を下回る価格での商品販売を強制することや、「ネット最低価格」などの戦略で市場秩序を乱すことを明確に禁止している。また、プラットフォームに対し公正な競争ルールとクレーム処理メカニズムの構築、不正競争行為への迅速な対応を求めている。さらに、広告ブロック、データ殺し(データによる差別的価格設定)、虚偽取引といった新型のネット不正競争行為についても詳細な規定を設け、データ権益の保護を強化している。専門家は、今回の改正がプラットフォーム上の運営行為を規範化し、公平で透明な市場環境を作り、デジタル経済の健全な発展を促進すると示している。(2025年6月23日 新華社)

● ニュース

CIPAC2025がマッチング活動ブースの予約利用開始

第14回中国知的財産年次大会(CIPAC2025)は、9月11日～12日に国家会議センター二期(北京・天辰東路5号)で開催される予定である。本大会は知財サービスが経済の高品質な発展に貢献することに焦点を当て、30回以上のセミナー活動を実施し、国家政策の解説、業界動向の分析、今後の発展方向の展望を通じて、新たな発展の枠

組みを知的財産事業に融合させ、経済の高品質な発展を支える「知的財産ソリューション」を提供する。

会場の2階にはそれぞれ特定のエリアが設けられる。

① グローバル特許・商標のサービスと製品マッチングエリア

企業、大学、金融機関、サービス機関を集結し、グローバルIPサービスチェーンのワンストップマッチングプラットフォームを構築する。

② 国内外地理的表示製品の体験エリア

現場では、世界中の地理的表示製品1,000点以上が展示され、商談も可能で、高水準の対外開放の促進を目指している。ブース予約は7月17日の10時に公式サイトwww.cipac.comで先着順での受付となる。出展を希望する企業は即日からアカウント登録した上予約できる。その際、企業情報(中国語・英語)・営業許可証・ロゴを準備してください。過去に参加したことのある企業は、直接ログインして予約することができ、ブース確保してから10日以内に契約書の締結と支払いを完了すれば良い。(2025年7月16日 CIPAC)

弊所の最新動向

弊所は代理人として商標登録無効審判の審決取消訴訟の二審で勝訴

先日、弊所は、自然人であるクライアントの代理人として商標登録無効審判の審決取消訴訟の二審で勝訴しました。二審裁判所は、一審判決及び中国特許庁による商標登録無効審判の審決を取り消すとともに、原告による無効審判請求に対して改めて審判するよう中国特許庁に命じました。

中国商標法第44条第1項に掲げる「その他の不正手段」には、係争商標登録の出願人が、一定の知名度を有する他者の商標を大量かつ大規模に先取り出願する行為などが含まれます。

原告である韓国人の文氏は、卓球などの商品に使用されている韓国商標Aの権利者です。中国において、訴外者は卓球等の商品において商標Aとほぼ同様の商標a(以下、「本件商標」という)を先取り出願し、本件の第三者に譲渡しました。

中国特許庁及び一審裁判所はいずれも、原告が提示した証拠では、本件商標の登録が中国商標法第44条第1項に掲げる「その他の不正手段による登録」に該当することは証明されていないと判断しました。

二審において、弊所は下記主張を裏付けるための証拠を多く提示しました。①訴外者及び本件の第三者が所有する商標のほとんどが、他者の有名な商標を盗作・複製したものであること;②訴外者が第三者に譲渡した、本件商標を含む8件の商標がすべて、海外の有名なブランドを模倣・複製したものであること;③訴外者及び第三者が他者の商標を複製・盗作する故意を有し、中国商標法第44条第1項に掲げる事由に該当するとした商標登録の拒絶査定(不服審判の審決)や無効審判の審決がいくつかあったこと。

二審裁判所は、本件商標の登録は商標登録の正常な秩序を乱し、公共の利益を損ない、信義誠実の原則に反するため、中国商標法(2013年改正)第44条第1項に掲げる「その他の不正手段による登録」に該当するとして、当方の主張を認め、一審判決及び審決の判断を是正しました。

日本特許庁とジェトロ北京代表処代表団一行が弊所へご来訪 ——中日商標審査実務に関する意見交換会を開催

6月20日、日本特許庁(以下、「JPO」という)審査業務部商標審査基準室長の庄司美和様一行は、中華商標協会、日本貿易振興機構北京代表処(以下、「ジェトロ北京」という)が共催の「第七回中日商標制度シンポジウム」に出席したにあたり、弊所北京本部に来訪し、弊所の実務メンバーとともに、中日商標審査実務に関する意見交換会で交流を深めました。

今回の交流会に、JPOからは室長の庄司様、国際協力課商標政策係長の大岩優士様、ジェトロ北京知的財産部部長の太田良隆様、副部長の鹿児島直人様及び馮永力様が出席されました。弊所からは所長の李茂家弁理士、肖暉商標弁理士、北京魏啓学法律事務所の陳傑弁護士、王艶弁護士らが参加しました。

会談の際、双方は、故意に出所混同が生じるように使用する商標の規制、三年不使用取消請求の現状、審判事件の中止の運用状況などをめぐって、今回来訪した日本側の専門家と詳細な検討を重ね、中国企業が日本市場に進出する際に直面する商標審査実務上の問題についても意見交換しました。会談は2時間近くにわたり続き、中日両方は活発に議論を交わし、現場の雰囲気は熱烈でした。日本側の専門家は、今回の会談を高く評価し、会談を通じて、中国の商標実務についてより深くかつ直観的な理解が得られたと述べ、今後林達劉事務所とこれまで以上に緊密な関係を築き、手を携えて中日両国の知的財産権のクロスボーダー保護の強化のための実務交流プラットフォームを構築していきたいと強調しました。会談の終わりに、弊所の実務メンバーが今回の効果的な議論を実現するために入念な準備と努力を重ねたことに対してお褒めの言葉も日本側の専門家からいただきました。



弊所は国際的な影響力を有する知的財産権代理事務所の一つとして、日本市場を20年余りも深耕してきました。これまで、海外企業、特に日本企業の特許・商標の権利取得・活用案件を数多く代理し、日本業界で広く認められ、高い評価と信頼を得ております。それに、弊所はJPO及びJETRO北京と定期的かつ密接な交流・協力関係を維持しており、JPOの専門家とJETRO北京知的財産部の歴代部長及び専門家は幾度も弊所を訪問し、中日両国の知識財産権保護をめぐって多層的な交流を重ねてきました。今後、弊所は引き続き国際サービスネットワークを基盤とし、豊富な実務経験を礎に、クライアント様のニーズを最優先課題とし、知的財産を取り巻く複雑な環境における国内外の企業の健全な成長を全力で支援し、コンプライアンス経営とブランド価値向上に助力すると同時に、中国企業の日本進出をバックアップしながら、全方位的な知的財産権保護を提供していきますが、引き続きよろしくお願いします。

心をついに、歩みは止まらない ——林達劉各部門のチームビルディング活動記

文化スタジオ

時はいつも知らないうちに流れ過ぎてゆき、あっという間に盛夏が訪れました。過ぎ去った今年の上半期を振り返ると、林達劉知識財産北京本部および各オフィスのメンバーたちは、忙しい仕事を一時的に離れ、歴史ある町やかわいらしい町へと向かい、「即決旅行」とも言えるチームビルディングの旅を始め、共に林達劉人ならではの素敵な思い出を紡ぎました。

今回、私たちの足跡は中国の南北に広がりました。歴史的な名城から自然の絶景まで、山登りから海辺の散歩まで、両足で自然の広大さを測り、笑い声でお互いの距離を縮めました。

法務部と特許管理部は前後して「江城」と呼ばれている武漢に到着し、「一城春色半城湖(街全体が春の美しさに包まれ、その景色の多くが湖の風景によって占められている様子の喩え)」という詩的な景色を楽しめました。翻訳部と大連オフィスは「泉城」と呼ばれている済南を選び、趵突泉の生き生きとした姿と大明湖の静けさが互いに美しいコントラストを描きました。商標部、電気・電子部、機械部は古都の西安に赴き、兵馬俑の壮大さと城壁の重みの中で千年の歴史に触れました。化学部は「山水洲城」の美名を持っている長沙を訪れ、岳麓山の緑と湘江の流れに心が安らぎました。企画部は五岳の筆頭に数えられる泰山に登り、「会当凌絶頂(絶頂を凌ぐ)」の豪快さを体験しました。蘇州オフィスは青島へ行き、青い海と空の広がりと活力を感じました。

もちろん、遠くに行かなくても同じように素晴らしいチームビルディングの方法もありました。上海オフィスはカラオケナイトを開き、林達劉人の活力と情熱を歌い上げました。

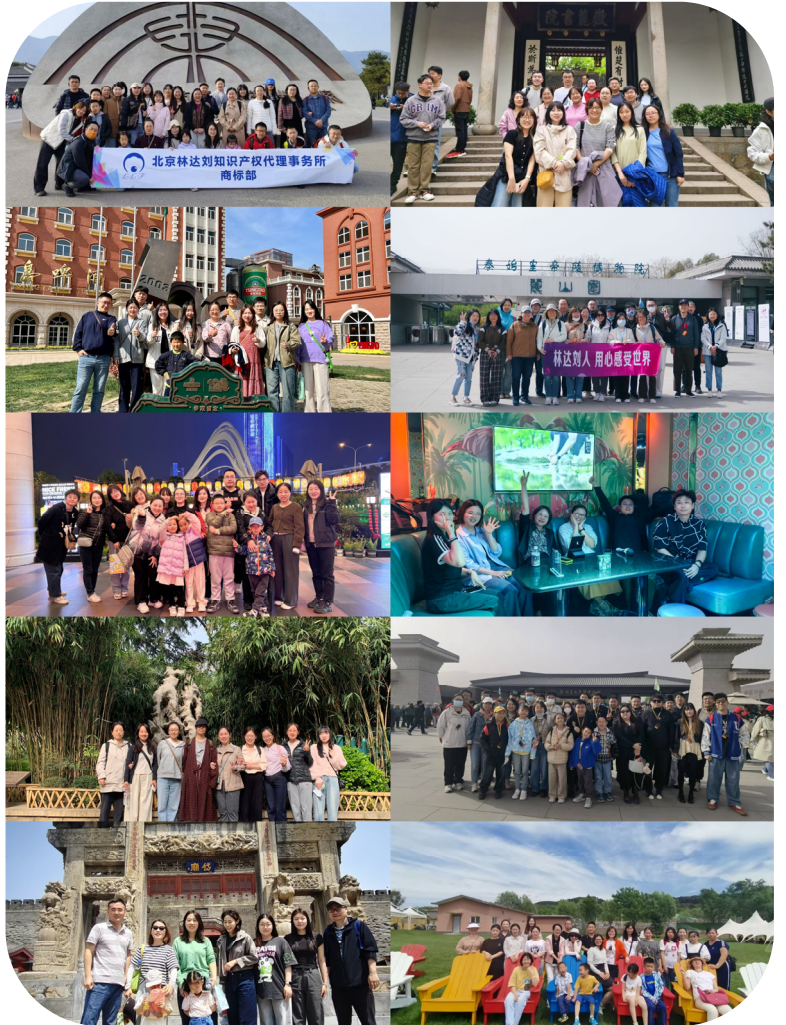
目的地が違って、同じように笑い声が響き渡りました。チームビルディングの中で、みんなは一時的に書類や仕事から離れ、実際に自然や街の中、群れの中に身を置き、緑の山と清らかな水の中で気持ちを解き放ち、カメラでその笑顔の瞬間を記録しました。このような自然との会話は、ストレスを発散しただけでなく、リラックスした雰囲気の中で互いの距離を縮めることにもつながりました。まさにこうした心の触れ合いが、私たちのチームに温かみをもたらし、林達劉知識産権の文化に深みを与えました。

短いチームビルディングの旅はすでに終わりましたが、一緒に歩いていた道、一緒に撮った写真、一緒に話し合っていたことは、私たちの共通の記憶となりました。これらはSNSの投稿に収められ、今後、お互いの息を読んでそれに合わせて仕事することにもつながります。さらに、林達劉知識産権文化の一部として、静かながらも長く輝きを放ち続けます。

林達劉知識産権は、専門性と効率を追求するだけでなく、人と人とのつながりと共鳴を何よりも重視しています。我々は、温かみのあるチームこそが、力強い協力を生み出すと信じております。

2025年の上半期が過ぎ、林達劉人はその足取りでチームビルディングの物語を書き記しました。これからの日々において、この結束力と帰属感を胸に、高い専門性を目指し続け、知的財産分野で着実に努力し、クライアントにサービスを提供する中で、細部を磨き上げて最善を尽くしていきます。

心をついに、歩みは止まりません。また次回の活動記を楽しみましょう。



除くクレームに関する中日運用の対比について

中国弁理士 石 騰飛

前書き

除くクレームとは、請求項の補正時に否定的表現を導入することによって、特定の保護対象を請求項の技術的範囲から除外することで、クレーム範囲を減縮することをいう。

I. 中国における運用

1. 通常の除くクレーム

中国の運用において、除くクレームへの補正に対する審査官や裁判官の判断は厳しい。一般的な原則として、このような補正は、新たな技術的事項を導入するものである場合、新規事項の追加に該当すると判断される。

中国特許庁及び中国裁判所の解釈によれば、除くクレームへの補正の適用は通常、下記いくつかの特定の場合に限られている。

(1) 請求項に「非治療目的」といった限定を加えるなど、請求項から不特許事由を除外する場合。

(2) 拡大先願に関する内容を除外して新規性を確保する場合。

(3) 先行技術を除外して新規性を確保する場合。ここにいう先行技術とは、所属する技術分野が出願発明の技術分野から外れており、解決する課題も技術的思想も全く異なり、出願発明の完成について教示や示唆が一切ないものをいう。つまり、先行技術による偶然の開示に起因する新規性欠如の場合には、当該先行技術を除く補正が認められる。

上記特定の場合以外の除くクレームへの補正は通常、新たな技術的事項の導入につながるため、認められない。

代表的な例としては、例えば、成分AとBを含む組成物に関する請求項は、成分A、B及びCを含む引用発明に対して新規性を有しない。この場合、新規性不備を解消するために、「前記組成物は、成分Cを含まない」との限定を請求項に加えて引用発明との差別化を図ることがある。

しかし、請求項に係る組成物が「成分Cを含まない」ことについて、当初の明細書には記載がなく、補正後の情報は当初の明細書に記載の情報と一致せず、当初の明細書から直接的かつ一義的に特定できるものではない。この場合、上記補正は新規事項の追加に該当すると判断されやすい。

なお、除くクレームの補正内容について当初の明細書に記載がある場合、例えば、この例において、当初の明細書に「成分Cを含まない」ことが明記されている場合には、当該補正は新規事項の追加に該当しない。



2. 現在の運用

中国では、除くクレームへの補正は厳しく制限されているが、審査運用において、上記例示された3つの場合に該当しなくても認められたケースもいくつかある。

(1) 事例1

出願人は、請求項1に「前記無色透明のポリイミドフィルムは、酸化防止剤を含まない」との構成を加える補正を行うとともに、「明細書に『ポリイミドの有機溶媒溶液に酸化防止剤を添加することができる』との記載がある。このよう

に、本願において酸化防止剤が任意成分である。そのため、当該記載には、『酸化防止剤を含む』と『酸化防止剤を含まない』という2つの場合が包含されている。この補正は、酸化防止剤を含まないことを明確に規定するものであり、新規事項の追加に該当しない。」という主張を行った。

その結果、当該補正は審査官に認められた。

(2) 事例2

出願人は、請求項1に「前記クッション部は、ゴムを含まない」との構成を加える補正を行うとともに、「明細書には、『上記目的を達成するために、本発明者らは、ゴムに代わるクッション性と耐熱性を兼ね備えた材料について研究を行った。』との記載がある。ここで「ゴムに代わる」と明記されていることから、本願発明においてゴムを含まないことが明らかである。」という主張を行った。

その結果、当該補正は審査官に認められた。

このように、中国の審査運用において、除くクレームの判断基準について審査官によって個人差があるため、上述した3つの特定の場合に該当しなくても、認められた例がある。

このような例があっても、運用が緩くなるわけではなく、除くクレームへの補正を行うと、新たな技術的事項を導入するものとして拒絶された場合がほとんどである。また、弊所の考察によれば、中国裁判所の運用では、除くクレームは一貫して厳しく判断されており、認められた例は稀である。

II. 日本における運用



日本の審査運用において、除くクレームとする補正について、クレーム発明が、引用発明と重なるために新規性等(第29条第1項第3号、第29条第2項又は第39条)を失う恐れがある場合に、重複部分を除く補正や、「ヒト」を包含しているために、産業上の利用可能性の要件(日本特許法第29条第1項の柱書)を満たさない拒絶理由を受けた場合に「ヒト」を除く補正は、新たな技術的事項の導入とならない限り、通常認められる。

例えば、日本の特許審査ハンドブックの付録Aにおいて、補正後の発明に新規事項を導入しないものと判断される例(事例32と事例33、以下、「例1」と「例2」という)が記載されている。

例1: 請求項1において、「ナイアシンを除く」との限定を行うことで、引用発明に基づく新規性欠如を解消し、且つ明細書から元々記載されていた「ナイアシン」も削除する補正。

このように、当初の明細書には「ナイアシンを除く」という記載がなく、むしろ「ナイアシンを含む」と記載されている。

この補正は許されるものとされている。それは、引用発明に記載した事項のみを除く補正は、当初の明細書等に記載された事項の範囲内において行うものであると明確に規定されているからである。したがって、この補正は新規事項の導入に該当しないとされている。

例2: 請求項1において、「ただし、一般式(a)で表される構成単位を有するポリマーを含まない」との限定を行う補正(明細書にはこのような記載はない。))。

上記例1と同様の理由により、この補正は許されるものである。

III. 中日運用の対比

日本の運用において、先行技術に基づく新規性欠如を除くクレームで解消することは許されており、除くクレームの補正内容が当初の明細書に記載されていない場合であっても、認められる。その主な理由については、次のよう

に考えられる。日本では、「偶然の開示」にあたる先行技術の判断基準は中国より緩い。技術分野が出願発明と同じである先行技術も「偶然の開示」となりうる。そのため、日本では、除くクレームで先行技術に基づく新規性欠如を解消することは認められやすい。

これに対し、中国では、先行技術に基づく新規性欠如を除くクレームで解消することは許されるが、この先行技術は拡大先願や「偶然の開示」である先行技術のみに限られている。よって、中国では、除くクレームで先行技術に基づく新規性欠如を解消することは制限されている。

その主な原因としては、中国では、先行技術が「偶然の開示」であるか否かについて厳しく判断されており、技術分野が遠く、解決する課題が全く異なり、技術的思想が全く異なる先行技術のみが「偶然の開示」と判断される。一方、実際の運用においては、これらの要件を満たす「偶然の開示」はほとんど存在しない。これは、中国で新規性なしの拒絶理由を除くクレームで解消することが認められにくい原因でもある。

除くクレームに関する中日の運用の相違もこの点にあると言える。

また、「ヒト」を包含しているために産業上の利用可能性の要件(日本特許法第29条第1項の柱書)を満たさない拒絶理由を受けた場合に、「ヒト」を除く補正が認められる点は、中国の運用と同様である。つまり、上述したように、中国においても、請求項から不特許事由を除外することによって発明の特許適格性を確保することは許される。

IV. 小括

審査運用において、先行技術との差別化のために、出願人がよく除くクレームへの補正で対応することを希望している。一方、先行技術に基づく新規性欠如を除くクレームで解消することについて、中国では日本よりも厳しい運用が行われていることに留意すべきである。



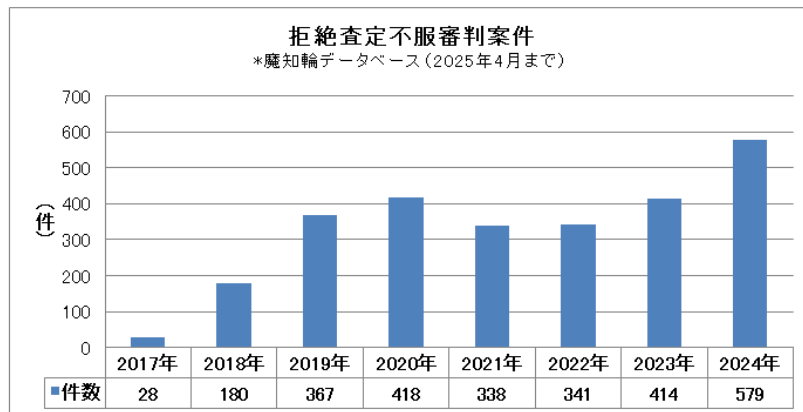
拒絶査定案件からみる中国を指定した国際商標の商品・役務における注意点

中国商標弁理士 王 楠

はじめに

グローバル化が進んだビジネス環境において、マドプロ制度は、世界各国の企業が中国市場に進出する際、簡便かつ効率的に、経済的な商標保護手段を提供するだけでなく、中国市場への進出前の商標出願戦略策定における重要な選択肢の一つにもなっている。しかし、実務において、国際商標が中国を指定して保護を求める場合、中国国内の商標出願とは異なり、先行権利との抵触などの一般的な理由によって拒絶査定される可能性があるだけでなく、商品・役務が中国の基準に合致せず、中国商標法第22条に基づいて拒絶査定されることも有り得る。一方、中国国内の商標出願の場合、指定商品・役務の基準に対する審査が商標登録出願受理前の方式審査段階で行われるため、このような問題を回避できる。

例えば、下記のグラフは、筆者が魔知輪(home.mozlen.com)の公開データに基づいて作成したものであるが、中国を指定したマドプロ出願において、商標法第22条に基づく拒絶査定不服審判案件数が増加し続けていることは、このような問題が海外企業の国際商標出願における「特別な課題」となっていることを示している。



このような拒絶査定不服審判数が増加し続けているだけでなく、認められる商品・役務の範囲が絶えず拡大していることにも、筆者は注目している。中国では卸売・小売役務について、医薬品、医療用品の卸売・小売役務しか認められていないため、初期の拒絶査定不服審判案件は第35類に集中してきた。しかし、近年、商標法第22条に基づく拒絶査定は、新興科学技術、仮想商品、医療健康などの多くの新たな分野に広がってきている。筆者が最近取り扱った中国を指定したある国際商標出願案件も、中国で約40区分にわたる保護を求めたものの、うち半数近くの区分における出願は、指定商品・役務が中国の基準に合致しないとして拒絶査定された。これは、国際商標が中国で保護を求める際に直面する指定商品・役務の規範的な問題を浮き彫りにしており、国際商標出願人にとって警鐘となっている。

本稿は、国際商標が中国を指定して保護を求める際によくある商品・役務の注意点を整理するとともに、国際商標出願人が事前にこのようなリスクを回避するために、アドバイスを提供するものである。

1. 中国を指定した国際商標でよく見られる不規範な指定商品・役務

近年の拒絶査定不服審判案件の分析及び実務経験に基づいて、中国を指定した国際商標において、指定商品・役務が中国の基準に合致しないことによって拒絶査定されるケースは、主に以下の4つの状況に分けられる。

(1) 中国の国情に合致しない指定商品・役務

中国の国情に合致しない商品・役務は、主に下記の3種類がある。

①「黄(売春)」、「賭(賭博)」、「毒(麻薬)」関連の商品・役務

区分	商品・役務
第41類	スワップパーティーの運営
第9類	ダッチング計算機
第28類	ギャンブル用賭博機、スロットマシン(賭博機)
第41類	賭博サービス、賭場施設の提供(賭博)
第5類	毒薬、医療用コカイン、アヘン製剤、医療用大麻
第30類	加工した大麻の種(調味料)
第31類	大麻(植物)、未加工の大麻、未加工の大麻の種

②封建的迷信や政治活動などの特殊分野の役務

区分	商品・役務
第45類	星占い、占星術による相談、メンタルカウンセリング、カードを用いた占い、他人のためのタロットカード占い
第41類	訓練の提供(冥想に関するもの)
第44類	治療(冥想に関するもの)
第45類	政治集会の運営、政治的なロビー活動、法執行

③中国で売買禁止の商品(例えば野生保護動物の製品、貨幣)

区分	商品・役務
第14類	象牙(アクセサリー)
第20類	象牙
第14類	硬貨
第16類	紙幣、記念紙幣

(2)新興分野に対する慎重な審査

中国では現在、暗号通貨、デジタルトークン、仮想通貨などの関連商品・役務は認められていない。商標の指定商品・役務において、例えば第9類の「**暗号通貨**を受信し及び使用するための暗号鍵を生成するダウンロード可能なソフトウェア」、第25類の「非代替性トークン(NFT)により認証された現実の被服」などのように「暗号通貨」、「非代替性トークン(NFT)」といったセンシティブな用語が含まれる場合、中国商標審査ではいずれも認められていない。

さらに、中国現行(2025年版)の『類似商品及び役務区分表』(以下、「区分表」という)及び中国国家知識産権局が区分表以外に定期的に公表している認められる商品・役務のリストにおいて、「仮想」という言葉を含む商品・役務は多数あるが、商標審査実務において同局の「仮想」という言葉を含む商品・役務に対する審査は非常に厳格である。複数の国際商標に係る拒絶査定不服審判審決(例えば、第G1765748号、第G1760041号、第G1760051号、第G1763840号、第G1748449号など)はいずれも、中国が現時点でメタバース関連及び仮想関連の商品・役務を認めていないという審査傾向をはっきりと示している。例えば、第9類の「ダウンロード可能な仮想被服」、第36類の「仮想空間で提供されるオンラインによる銀行業務」はいずれも、同局が明確にしている認められない商品・役務の表記である。

また、「暗号通貨」、「非代替性トークン(NFT)」、「メタバース」、「仮想」などのセンシティブな用語は業界を超えて適用可能であり、ほぼ全区分の商品・役務を修飾できるため、これらの表記を含む商標は一旦登録されると、全区分の商品・役務で使用される恐れがある。これは、近年中国の基準に合致していない国際商標の指定商品・役務の表記がますます多くの区分に及ぶ要因にもなっている。

(3) 商品・役務の表記に対する審査の厳格化

中国の商標審査実務から見れば、国際商標が中国を指定して保護を求める際の指定商品・役務の表記に対する中国国家知識産権局の審査が、中国国内の商標出願より緩やかであることが分かる。例えば、「ある商品の付属品及び部品」といった範囲が広範で、区分を超えた表記は通常認められている。しかし、近年の審査傾向を見ると、このような基準は厳しくなりつつあり、区分又は類似群を超えた商品・役務の表記が拒絶査定されるケースが増加している。実務においてよく見られる不規範な表記は、主に以下の3種類がある。

① 商品・役務の表記が複数の区分や類似群に及ぶ場合、具体的に限定する必要がある

区分	商品・役務	説明
第5類	医薬品 (pharmaceuticals)	「医薬品」は「人用医薬品(類似群コード:0501)」または「動物用医薬品(類似群コード:0504)」をはっきりさせる必要がある。
第9類	眼鏡製品	「スマートグラス」は類似群0901に、「普通眼鏡」は類似群0921に属する。個別案件において、「スマートグラス」を「スマートグラス(データ処理)」とさらに限定する必要がある。
第9類	腕時計	「腕時計」は第14類に属する。第9類を指定する場合、「スマートウォッチ(データ処理)」と限定する必要がある。
第36類	不動産業務	「不動産投資業務及びコンサルティング」は類似群3602に、「不動産賃貸、管理、レンタル」などは類似群3604に、「不動産信託業務」は類似群3608に属するが、「不動産競売」は第36類には属せず、第35類の類似群3503に属する。
第42類	技術コンサルティング	「技術コンサルティング」は分野ごとに特定する必要がある。例えば、室内装飾のデザインの考案は類似群4217に、コンピュータ技術に関する助言は類似群4220に属するが、コンピュータハードウェアの保守及び修理に関する助言は第37類に属する。

② 当初中国の区分表にあった規範的な表記が、区分表の改訂により削除され、認められなくなったため、国際商標の審査においても認められなくなった。この場合、具体的な商品を限定する必要がある。

実務において、2023年の区分表で削除された第1類の「工業用化学品」(元々類似群0104全体、計20の部分のカバーする)及び2024年の区分表で削除された第28類の「ゲーム用品」(元々類似群2801全体、計2つの部分のカバーする)が典型例として挙げられる。中国現行の区分表では、上述の総合的な表記は削除されたが、対応する権利範囲の商品が新たに追加されていないため、商標出願人はより具体的な商品に限定するほかない。例えば、類似群2801の各部分の権利範囲をカバーするために、第28類の「ゲーム用具」を2801(一)の「ゲーム機」及び2801(二)の「遊園地用乗物機械器具」に補正することができる。それに対して、当初は類似群0104全体をカバーしていた第1類の「工業用化学品」の場合、類似群0104には20の部分が含まれるため、現行の区分表に基づけば、個別の商品を指定することによって、全20の部分のカバーすることはもはや不可能であり、出願人は実際の業務に基づき、より具体的な用途の化学品を指定することしかできない。例えば、実際に使用している商品に基づき、0104(一)の「繊維製品用光沢剤」、0104(二)の「コンクリート用発泡剤」などを指定する。

③特殊な機能または効果を示す指定商品・役務の表記は、中国の審査基準に合致しないため、削除する必要がある。

『ニース国際分類NCL12-2025に関する中日韓の指定商品・役務の類似群コード対応表』からみれば、その典型例としては、第5類の「美容効果を有する栄養補助食品（医療効果を示す表記有り）」、第25類の「痩身材料を含む被服（機能性を示す表記有り）」がある。

（4）卸売・小売役務は限定的に認められる（第35類）

現在、中国の商標審査において、卸売・小売役務（第35類）に関しては、医薬品及び医療用品の卸売・小売役務以外は認められていない。実務において、第35類で医薬品以外の卸売・小売役務を指定して拒絶査定されるのは、国際商標の指定商品・役務が中国の基準に合致しないことによって拒絶査定されるケースの中で一番よく見られることであり、特に注意を要する。外国出願人が医薬品以外の卸売・小売役務を指定する場合、区分表の分類基準を参照した上で、関連役務を第35類類似群3503の中で認められる可能性のある役務に調整することをご提案する。例えば、「他人のための販売促進」、「他人のための代理購入（他の企業のための商品・役務の購入）」、「商品・役務の売買双方にオンライン市場の提供」、「インフルエンサー・マーケティングによる商品の販売促進」などの規範的な表記を使用して、中国の審査基準に従って、最大限の保護範囲を確保することをお勧めする。

2. アドバイス

前述した中国の商標審査基準に合致しない指定商品・役務について、現在の中国商標審査で認められている商品・役務の状況を踏まえ、中国を指定して保護を求める場合、以下の対応策を講じることができる。

（1）中国の商標審査では、中国の特殊な国情に関連する商品・役務について、厳格な審査基準が適用され、如何なる形式の表記の調整も認められない可能性が高い。実務経験によれば、国際商標出願人が中国を指定する際に、このような項目を直接削除することをご提案する。具体的には、中国の国情に合致しないことで、拒絶査定されることを回避するために、中国国家知識産権局が発表した『ニース国際分類に関する中日韓の指定商品・役務の類似群コード対応表』（2020年公布、毎年更新）に収録されている「中国では認められない」または「X」と表示されている商品・役務を参考にすることをお勧めする。

（2）国際商標が中国を指定して保護を求める際に、新興技術分野の商品・役務を特に慎重に選定する必要がある。現在、中国の商標審査では、暗号通貨、デジタルトークン、仮想通貨及び関連する派生商品・役務の登録出願は、確かに認められていない。出願人は商品・役務の表記において、「暗号通貨」、「非代替性トークン（NFT）」、「メタバース」などのセンシティブな用語の使用をできる限り避けるべきである。また、「仮想」という言葉もセンシティブな用語であるため、区分表に明確に認められるという表記がある以外は、慎重に使用するべきである。さらに、中国現行の区分表に収録されている「ブロックチェーン技術」に関連する役務（例えば、第36類の「ブロックチェーン技術を介して提供される電子的資金の振替」、第42類の「ブロックチェーン技術を利用したユーザー認証」）によれば、出願人は「ブロックチェーン技術」を利用して新興商品・役務の限定を試みることで、中国の商品・役務の表記基準に従って、できる限り広い保護範囲を求めるべきである。

（3）中国における商標審査がますます厳格化していることを背景に、国際商標出願における複数の区分に及ぶ広範囲の商品・役務の表記については、出願人が中国を指定して保護を求める際に必要な限定を加えることをご提案する。同時に、表記の不規範による拒絶査定リスクを低減するために、商品・役務の表記に特殊な機能や効果を示す特徴的な表現を避けたほうがよい。

（4）中国では現在、商標審査において卸売・小売役務は限定的にしか認められておらず、医薬品、医療用品に関連する役務しか認められていない。医薬品以外の卸売・小売役務に関しては、前述の通り、出願人は実際の役務に基づき、区分表の分類基準を参照した上で、関連役務を第35類類似群3503にある認められる可能性のある具体的な役務に調整できる。

また、国際商標が中国を指定して保護を求める際に、指定商品・役務の表記が中国の基準に合致しないことを理由に拒絶査定された場合、外国出願人は中国の商標代理機構に依頼して中国国家知識産権局に拒絶査定不服審判を請求するとともに、国際事務局を経由して指定商品・役務の限定手続き(limitation/MM6)を行って、中国の基準に合致しない商品・役務を削除することもできる。例えば、中国の区分表に収録されている規範的な表記に補正することで、拒絶理由を解消できる。補正後の指定商品・役務の表記は、原則として、本国における権利範囲を超えてはいけない。実務上、権利範囲が拡大したか否かに対する審査基準は、比較的緩やかではあるものの、元の権利範囲を超えたことにより商品・役務の限定請求が認められないケースもあるため、指定商品・役務の表記を補正する際に、慎重に検討し、補正が元の範囲を超えることにより最終的に結果に影響が及ばないように注意しなければならない。

終わりに

中国の商標審査における指定商品・役務に対する規範的な要求は、マドリッド制度を利用して中国で保護を求めるための重要な基準である。外国出願人にとって、特に新興技術分野に関わる場合、中国商標審査の最新動向に常に注視することが必要である。こうして、的確かつ戦略的な商品・役務の表記を選定することで、中国の審査基準に合致する前提において、最大限の保護範囲を確保することをお勧めする。

参考：

1. 魔知輪(home.mozlen.com)データベースによる国際商標の拒絶査定不服審判案件統計(2017年～2025年4月)
2. 2020年～2025年『ニース国際分類に関する中日韓の商品・役務類似群コードの対応表』



責任者： 創業パートナー 弁理士 劉 新宇(Linda LIU)
 会長 共同経営者 弁護士 弁理士 魏 啓学(Chixue WEI)
 所長 弁理士 李 茂家(Maojia LI)
 担当者： 所員 キン 英芳(Yingfang JIN) 張 輝(Hui ZHANG)

北京林達劉知識産権代理事務所 企画室
 (Business Management Department, LINDA LIU & PARTNERS)
 〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階
 Tel: 86-10-5825-6596(WEI) 86-10-5825-6366(代表)
 Fax: 86-10-5957-5201(代表)
 E-mail: lpnews@lindaliugroup.com
 Website: <http://www.lindapatent.com>